# 名城法学

# 第71巻 第3・4合併号

	PHH		ロノし					
不作為による死体遺棄								
―― 作為義務の検討を	を中心に							
•••••			萩	野	貴	史	•••••	1
イギリス契約法における				動向				
—— Global Water 事作								
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	ДП	元	主	税	•••••	39
<b>ン</b> ナドロウュアバクソン	nn 1. ⊶	_lar 1-1-1						
所有権侵害の不法行為に			~ ~ <del> </del> ^#					
即時取得の不成立						. 417		0.5
••••••			杉	佣	かり	(JZ)		85
	Mad	/DI TT						
		例研						
カードすり替え窃盗につ	- /*						判例	
(宇都宮地足利支判令和								
•••••		• • • • • • • • •	···· ==	<b>本</b> 柳		誠	•••••	109
	資		料					
「鈴木九萬日記」補遺								
—— 1945 年 8 月 29日		-						
•••••	•••••		矢	嶋		光	•••••	137
	法 字	፟ 会記	事					

名城大学法学会

名城大学法学会規約

2 0 2 2

### 法学会記事

#### ◇ 公法研究会(修士論文報告会)

会 場 10号館2階第一大会議室

日 時 2022年1月25日(火)13時30分より

報告者 丹羽 絵美里氏(名城大学大学院法学研究科修士課程)

報告題目 「財産評価基本通達によらない評価が可能となる『特別 の事情』の検討!

報告者 大橋 典子氏(名城大学大学院法学研究科博士後期課程)報告題目 「私人間における国籍・民族的出差別 ―フジ住宅事件を素材として―」

大阪高判第2民事部2021 (令3) 年11月18日・2021 (令2) 年 (ネ) 第1866号

#### ◇名城大学法学会規約

(名称)

第1条 本会は、名城大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、名城大学法学部事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の法学研究の向上をはかり、もってわが国法学研究 の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、その目的を達するために下記の事業を行う。
  - 1 紀要「名城法学」・研究選書等の刊行
  - 2 定例研究会の開催
  - 3 学術講演会の開催
  - 4 会員の研究の充実及び勉学の向上に必要な事業
  - 5 その他必要な事業

(会員)

- 第5条 本会は、次の者をもって組織する。
- ① 普涌会員
  - 1 本学法学部専仟教員(法律学・政治学担当)
  - 2 本学法学部·法学研究科学生
- ② 特別会員
  - 1 賛助会員
    - (イ) 本学法学部特任・契約教員(法律学・政治学担当)
    - (ロ) 本学法学部・法学研究科卒業生
    - (ハ) 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経た者
  - 2 名誉会員
    - (イ) 本会の発展に特に功労があり、評議員会の決議を経た者

(会費)

第6条 会員は、別表に定めるところにより、会費を納めるものとする。

(名城 '22) 71-3・4-233

#### 法学会規約

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- 1 会 長 1人
- 2 理 事 若干人
- 3 監事若干人

(役員の選仟及び仟期)

- 第8条 会長は、法学部長をもって充てる。
- ② 役員は、評議員の中から会長が指名し、評議員会の承認を得る。
- ③ 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の任務)

- 第9条 会長は、会務を統括し、会議の議長となり本会を代表する。
- ② 会長及び理事ならびに監事は理事会を組織する。
- ③ 理事には、編集、会計及び庶務の担当を設ける。
- ④ 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(評議員会)

- 第10条 評議員会は、毎年1回以上開く。
- ② 評議員は、教員の普通会員をもって充て、評議員会を組織し、本会の最高の意思を決する。

(議決)

第11条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は 出席評議員の過半数をもって決する。

(議事)

第12条 評議員会は、次の事項を議決する。

- 1 予算、決算に関する事項
- 2 事業計画に関する事項
- 3 規約改正に関する事項
- 4 その他、理事会が必要と認める事項

(事務処理)

第13条 本会の事務は、法学部事務室でこれを行う。

71-3・4-234 (名城 '22)

(規約の改正)

第14条 本規約を改正するには、評議員会において出席評議員の3分の2 以上の賛成を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終 わるものとする。

(内規)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、内規でこれを定める。

附則

この規約は昭和25年6月25日から施行する。

附則

この規約は平成2年4月26日から施行する。

附則

- ① この規約は平成11年3月11日から施行する。
- ② 教員の年会費は平成11年度より学生会員の入会金及び年会費は平成12年度から実施する。

附則

この規約は平成15年4月24日から施行する。

附則

この規約は平成23年11月10日から施行する。

#### 別表(第6条関係)

普通会員(教員) 入会金 5,000 円普通会員(学生) 入会金 5,000 円会費 年額 7,000 円

 賛助会員
 入会金 5,000 円
 会費 年額 10,000 円

\*従来、普通会員であった賛助会員は、入会金を納めることを要しない。 \*名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

# 前号目次(第71巻第2号) シンポジウム 高齢社会における法・政策上の課題 ······伊川正樹······1 ふ佐子 関 安田恵美 柳 澤 武 前田智彦 論 説 宿泊契約の締約強制 --- 旅館業法 5 条改正論 ---..... 松 田 真 治 …… 65 研究ノート 欧州人権裁判所裁判例の紹介 --- Avotiņš 対ラトビア事件判決 ----...... 山 口 敦 子 …… 101 法学会記事

{	~~~~~	評 議 員	(五十音順)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
会長	伊 伊 藤 伊	正 樹 博 路 売 吉	庶務委員	野 上 野 口 萩 野	博 義 作 史
監査	が植仮河田の様木屋北京	<b>西博亮 篤洋勝主宏</b> 樹路吉淳子介美税介	总物安县	秋長日平 谷比 料川野井田	貴乃泰亮智恵真史理久輔彦子治
会計委員	伊伊植仮河川川北近笹佐庄代杉髙滝藤藤木屋北原元見藤岡藤村田浦松谷	敦 克 比 義 一 義	編集委員	野萩長日平前松松松矢柳柳柳 谷比 留別野州野井田田田本嶋 澤沢	
庶務委員 会計委員 庶務委員	北近笹佐庄代杉髙滝仁二井本見藤岡藤村田浦松谷田栁	勇清林淳英 太嗣郎也幸崇誠	庶務委員	柳柳山山吉渡澤沢口本行邊	俊 勝 雄敦忠幾

#### 執 筆 者 (掲載順)

萩 野 貴 史 名城大学法学部准教授

川 元 主 税 名城大学法学部教授

杉 浦 林太郎 名城大学法学部准教授

二本栁 誠 名城大学法学部教授

矢 嶋 光 名城大学法学部准教授

名城法学 第71巻 第3・4合併号

令和4年3月10日印刷 令和4年3月15日発行

₹468-8502

名古屋市天白区塩釜口一丁目 501 番地

編集兼 名城大学法学会 発行者 代表者 伊川 正樹

 $\mp 466 - 0025$ 

名古屋市昭和区下構町 2-22

印刷所 株式会社 一 誠 社

# **MEIJO HOGAKU**

# **MEIJO LAW REVIEW**

Vol. 71 No. 3·4 2022

Articles		
Die Aussetzung einer Leiche durch Unterlassen Takashi HAGINO		1
Back to the Orthodoxy:		
Hadley v Baxendale, The Achilleas and Global Water		
····· Chikara KAWAMOTO	•••••	39
A Study on loss of, or damage to the goods during possessi	on	
····· Rintaro SUGIURA	•••••	85
Case Study		
Judgment concerning a case in which the court held that		
the accused who attempted to steal victim's cash cards		
by replacing them with fake cards can be deemed to		
have commenced the commitment of larceny.		
····· Makoto NIHONYANAGI	•••••	109
Material		
A Supplement, the Diary of Suzuki Tadakatsu:		
29 August - 30 October 1945		
Akira YAJIMA		137

Report of the Association

Published Quarterly by The Meijo University Law Association